

随意契約理由書

神戸市

件名	運転指令所更新に伴う列車無線設備移設対応
契約の相手方	住友電気システムソリューション株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号に該当
随意契約の理由 <p>列車無線設備は、列車が安全・確実に運行するための重要な保安通信設備であり、列車運行を管理している運転指令所と列車とを結ぶ唯一の連絡手段である。システム障害が直接列車運行、乗客サービスに影響するため、常に装置を良好な状態に維持する必要がある。</p> <p>本業務は、運転指令所の運行管理装置更新に伴い列車無線設備を移設するものであり、各機器仕様に基づく性能確認、調整及び総合動作確認が必要であることから、装置を開発・製作した製造業者でのみ対応が可能である。</p> <p>なお、平成23年度より製造業者である「住友電気工業株式会社」は、業務分担の整理見直しにより機器設計、製造、保守業務を上記業者に移管しているため、上記業者は同社製装置の保守を担当する唯一の業者である。</p> <p>以上により、上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)